

文部科学大臣
盛山 正仁 様

日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 小野山 享宏

要 望 書

平素から、日高教の運動に対し、特段のご理解を賜り深く感謝申し上げます。

現在、文部科学省においては、GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速や学校における働き方改革など、「令和の日本型学校教育」の推進に向けた取り組みが行われています。また、教員免許更新制の発展的解消後の新たな研修制度については、実効的な教員の資質能力の向上につながるとともに、教員の新たな負担とならない方策が求められています。

高校・中等教育学校および特別支援学校(以下、高校等とする)において「児童生徒一人ひとりに充実した教育」を保障するためには、学校運営費をはじめ教育関係予算を大幅に増額するとともに、教職員の定数や待遇・勤務条件等の具体的な改善、施設・設備の充実を図る必要があります。特に「学校における働き方改革」を真に教職員や子どもたちのためのものとして実現させなければなりません。

貴省におかれましては、2024年度における文教行政の充実および学校現場における業務の適正化の推進など、教育がわが国の最重要施策であることを一層強く認識され、教育予算および有効な制度の拡充に向けた取り組みの強化を図られるようお願いいたします。

新年度に向け、新たな視点を踏まえた提案を含む下記事項の早期実現とともに、コロナ禍を経験した学びの保障と東日本大震災をはじめとする様々な災害などの被災地における学校教育の復興、振興と充実のため、十分な人的・財政的措置を講じられることを要望いたします。

記

- 令和7年度文部科学省の概算要求事項に向けて、特に次の事項を反映されたい。
 - 個別最適な学びを進めるために必要な少人数学級については、1学級あたりの標準生徒数を中学校段階においても早期に35人を実現し、高校段階においても、少人数学級の実現のための実証研究を推進されたい。
 - 高校段階における1人1台端末については、様々な校種にあわせた整備を早急に完了されたい。また、GIGAスクール構想において、ソフトウェアや保守・機器更新に係る費用、通信費についても予算化するとともに、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対しては、モバイルルータの貸与に加えて、使用に係る通信費、情報通信技術(ICT)支援員の全校配置に係る人件費についても自治体を支援する予算を確保されたい。
 - GIGAスクールにおける学びの充実については、ICTを活用した指導事例の研究・開発・収集や情報モラル教育推進に関する予算を確保し、周知する体制を引き続き整えられたい。
- 学校における働き方改革に関しては、次の事項を踏まえて検討および対応をされたい。
 - 2022年実施の教員勤務実態調査の結果を踏まえた、給特法の見直し等に関する議論について、われわれ日高教の意見を十分踏まえたものとされたい。
 - 教職員のワーク・ライフ・バランスを図るとともに、魅力ある勤務環境を確保するため、時間外勤務の抑制に向けた実効ある措置を講じられたい。
 - 時間外勤務の抑制については、各地方自治体における取り組みに資する対応を継続的に実施されたい。
 - ②「在校等時間」の考え方および対応について、例えば、重大ないじめ事案をはじめと

する「他律的な業務」に関する定義や休日(土・日)の勤務の在り方などを示したガイドライン等を作成、公表するとともに、各地方自治体において他律的な業務にもとづく時間外勤務の検証を行うよう指導助言をされたい。

③次世代の校務デジタル化推進実証事業に関して、教職員の業務削減につながるような全国一律のシステムを、先行導入している自治体の取り組みを踏まえて、早期に開発・運用されたい。

(3) 学校における業務管理・時間管理の在り方の検討のため、校種別業務実態調査を悉皆調査として実施されたい。

① 文部科学省の勤務実態調査の設計、標準法等の検討に資するデータの把握・分析も併せて行うとともに、他律的な業務への対応、業務分担、業務マネジメントの確立に向けたものとなるよう検討会による調査設計にもとづいて実施されたい。

② 総務省自治行政局公務員部と連携して、『教育公務員の勤怠管理の在り方検討会(仮称)』を設置するなどして、教育公務員以外の国家公務員および地方公務員の人事管理以上の対応を検討し、効果的取り組みなどを各地方自治体に提供されたい。

(4) 学校における業務マネジメントの確立にもとづく質の高い教育実践に資するため、教科担任制である中学校および高等学校等において、副校長の必置および複数教頭配置による『業務マネジメント充実検証事業』を実施されたい。

① 大規模学校およびいじめ・不登校や教育困難校、高度な教育実践校など他律的業務の多い中学校および高校等を検証対象校として、全国100校程度とされたい。

② 副校長(行政)および副校長(教育)等の複数配置、校務分掌並びに学年部の責任者の一部を教頭として配置するなど行政からの人材を含めたものとされたい。

③ 実証効果等としては、業務分配の公平性、過重業務者の要因把握と業務の再配分、学習指導の質的・量的確保、次世代中核教職員の育成システムの確立、業務集約・マネジメントシステムの確立を主体的実証効果として制度設計されたい。

④ ①～③を踏まえて、高校等においても副校長・教頭マネジメント支援員を配置されたい。

(5) 変形労働時間制については、教員の勤務実態の改善に繋がるものとされたい。

① 「超勤4項目」について、教員の勤務実態に見合うよう、現行の4項目以外も対象とするなどの対応を図られたい。

② 夏季休業期間における業務の見直しを図られたい。特に新規高等学校卒業生の就職に係る推薦および選考開始期日等について、時期等の在り方を検討されたい。

(6) 教育の質向上および時間外勤務の抑制に資するため、公立学校において年間業務計画(具体的な業務と計画時間)の策定・公表並びに実績の公表を行うとともに、各地方自治体および各人事委員会において時間外勤務時間等に対する報告・勧告がなされる制度を確立されたい。

3. 教職員定数(抜本的改革)の在り方に関しては、次の事項を踏まえて検討および対応をされたい。

(1) 高校標準法について、教育の質向上に資する観点および学校現場の勤務実態を踏まえて、増員および様々な職種が措置されるものとなるよう改正されたい。

① 高校標準法の算定については、学習指導要領にもとづく『教職員標準業務項目・標準時間(仮称)』を定めて、各教職員および各学校における必要年間業務項目・時間(仮称)を計画し、実績も含めて公表する制度を導入されたい。あわせて、『教職員標準業務項目・標準時間(仮称)』にもとづく換算人員を標準定員とされたい。

② 通常業務に加え、近年児童生徒の教育相談業務やそれに伴う外部との対応業務が増加している。特に養護教諭の業務が以前に比べて増大していることから、養護教諭の配置に関して、801人以上から複数配置という基準が緩和されるよう、高校標準法を改正されたい。

③ 教員業務支援員や部活動指導員、ICT支援員、地域連携支援員(仮称)など、教育的ニーズや学校現場の実態に見合った職種を位置付けられたい。なお、これらの職種に係る待遇を確保し、確実な配置をさらに進められたい。

④ 高校における特別支援教育を充実させる観点から、特別な支援が必要な生徒の指

導と、教員の指導・育成にあたる特別支援学校籍の教員を定数化されたい。

⑤ 特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童生徒が増加している状況に対応するため、学校看護師を必置、定数化されたい。また、教職員や主治医との連携業務の必要に応じ常勤化するとともに、あわせて、看護師に係る待遇を確保し、確実な配置を進められたい。

⑥ 学校マネジメントの確立による教育の充実に資するため、副校長・教頭および主幹教諭の複数配置をされたい。その場合、教職員10人～15人に1人の配置とされたい。

(2) 高校等における教職員定数管理等について、高校等教育の一層の質向上に資する目的や各種政策との関連を踏まえて、参事官(高校担当)に一元化を図られたい。

4. 教職員定数(加配)の在り方に関しては、次の事項を踏まえて検討および対応をされたい。

(1) 高校等における加配教職員定数について、次の事項を新たに加えられたい。なお、地方財政措置の予算定員(地方財政計画人員)における加配定数は、他の行政職員定数と同様に増員となるようされたい。特に地方教育費調査における実支出率の高い高校段階の実態に即した対応を図られたい。

① 平日および土日における時間外での学習指導や生徒会活動等に伴う超過勤務が多い全日制高校における新たな加配事由(学習指導環境改善加配、特別活動充実加配等)を措置されたい。

② キャリア教育推進や地域産業人材育成等に資する加配を設置されたい。

③ 地域連携担当教員(法22条4号)：地域との連携にもとづく多様な教育を展開することへの対応(67自治体(含む政令市)各50人：3,350人)

④ 広域担当教員(法22条4号)：芸術系科目・情報・家庭科など過疎地域における教育の充実への対応(67自治体(含む20政令市)各5人：335人)

⑤ 地域連携担当事務職員(法22条4号)：地域との連携にもとづく多様な教育を展開することへの対応(47都道府県(除く政令市)各30人：1,410人)

⑥ 特別支援学校の寄宿舎において、部活動等による土日開舎の増加や児童生徒の多様化による個別指導の増加に対応するため、寄宿舎教員の増員を図られたい。

(2) 文部科学大臣が定める高校等の加配措置の算定については、各地方自治体における財政基準需要額と実際支出額や充足率が100%を超えている地域の実情を踏まえて対応されたい。特に当該充足率が100%に満たない地方自治体には措置しないことや充足率を加味するなどのメリハリを反映したものとされたい。

5. 教職員の給与・諸手当に関しては、次の事項を踏まえて検討および対応をされたい。

(1) 高い専門性に相応しい給与体系の確保とともに、人材確保に繋がる観点での教員給与の在り方について、総務省、全国人事委員会連合会、全国都道府県教育委員会連合会などと連携して『教員給与の在り方検討会議(仮称)』を設置するなどして検討をされたい。特に学校現場の実態に即したものとされるよう次の項目の対応を図られたい。

① 初任給について、人事院の職種別民間給与実態調査における新卒高等学校教諭に支給されるものと同等額以上とされたい。

② 40歳台から50歳台後半層について、行政職や民間を下回る状況であり、職務・職責を踏まえるとともに、士気の向上に繋がるものとされたい。

③ 諸手当について、業務の実態、学習指導要領の改訂などの状況変化を加味したものとされるよう新たな手当の制度化を含め、定期的に見直しされたい。

④ 暫定再任用等および定年引上げなど60歳超の給与については、同一労働同一賃金の考え方を踏まえて、業務の実態、職務・職責を適正に反映したものとされたい。

(2) 高校等に関して、次の手当等の制度化および措置をされたい。

① 平日の勤務時間外に実施する部活動指導に対する手当および学級担任手当を義務教育国庫負担金の算定および地方財政措置の対象とされたい。

② 高校等の教育の質向上、通級指導等による多様な生徒への対応、専門性にもとづく業務実態および人材確保の観点から、高校等に勤務する教育職に対して義務教育等特別手当の割増支給や高校教育手当など新たな手当等の制度化を検討されたい。

③ 医療的ケアについて、看護師等医療従事者による対応を原則とされたい。なお、教職員が認定特定行為業務従事者として、医療的ケアを実施する場合には、その業務の特殊性等を踏まえた特殊勤務手当が支給されるよう義務教育国庫負担金の算定および地方財政措置の対象とされたい。

6. 高校等の教育の質向上に関わって、次の事項を実行されたい。

(1) 新時代に対応した高等学校改革推進事業については、事業費を継続して措置できるよう図られたい。

(2) マイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業)については、地域の活性化・魅力化並びに地域を担う人材が育成されるなど、高校教育の質向上に資するよう運用されたい。また、当該校においては十分な加配措置を行い、教職員の多忙化を助長することのないようにされたい。

(3) 地方創生の重要な役割を担う人材を育成するため、地域の活性化やコミュニティーの在り方等を学ぶ生徒について、より深い学びができるよう、大学との連携を図り、継続して地域課題を研究できる環境を整えられたい。

(4) 校舎等の老朽化・狭隘化・脱炭素化への対応やバリアフリー化推進、特に特別支援学校設置基準策定に伴い、十分な予算措置をされたい。

7. 高校等における部活動の位置づけや在り方については、教職員の多忙が解消されるとともに、教職員を含む、専門的な知識・技術を持つ人材が活躍できるものとなるよう、研究を進められたい。また、効果的・効率的な指導事例の研究・開発・収集に関する予算を確保し、周知する体制を整えられたい。

8. 学校教育に関連する次の事項について、検討および対応をされたい。

(1) 成人年齢の18歳への引下げにおいては、関係省庁と引き続き連携を図り、民法改正に伴う混乱が高校等で生じないようにされたい。

(2) 高校等における教育の質向上および充実を図るため、教育基本法の「教育の実施に関する基本(第2章)」に高校教育(中等教育後期)の項目を新設し、その意義等を明示されたい。

(3) ブラック企業の横行や非正規労働者の増加による、様々な労働トラブルや深刻な社会問題に対応できる能力を育成する、ワークルール教育の重要性を文部科学省から強く発信するよう取り組まれたい。

9. 教育の振興と充実に関する財源については、政府の責任において措置するとともに、教育国債、教育保険料およびスポーツくじの拡充など様々な財源手段を検討されたい。

10. 教職員の勤務条件等の変更等を伴う政策をはじめ教育行政に関する検討においては、公益(産学有識者)、任命権者(教育委員会および管理職)、従事者(非管理職教職員)の三者構成にPTAなどが関わった会議体を設置されたい。また、校種ごとの実態等を踏まえた制度化を検討する観点から校種ごとのWGなどを配置して、より公正・公平な政策になるようにされたい。